

都市と暮らしの発展プラン

～安全・環境・国際性～

(案)

平成 20 年 1 月 29 日
(平成 20 年 12 月 19 日改定)

地域活性化統合本部会合

都市と暮らしの発展プラン ～安全・環境・国際性～

平成 20 年 1 月 29 日 地域活性化統合本部会合
平成 20 年 12 月 19 日 一部改定

都市は、経済成長を支える先進的な産業の活動の場であると同時に、人々の暮らしの場である。

今や、我が国では、市街地の人口が全体の約 7 割を占め、都市は大部分の国民がその生活を営む場となっている。

その一方で、都市は、長期的に、人口減少・超高齢化、さらにこれらに伴う市街地の縮小が進行することが予想されるとともに、災害や犯罪への不安、生活のゆとりの欠如、地球環境問題の深刻化、東アジアを視野に入れた広域的な都市間競争の激化といった新たな課題に直面している。

これらの都市が直面する課題を解決し、そこに暮らす「生活者」の安心を将来にわたって確保するためには、密集市街地の解消等による災害に強い都市づくり、防犯対策と連携した安全なまちづくり、コンパクトシティの実現による暮らしやすい低炭素型都市構造の構築など、都市づくりと各種施策を連携しながら政策横断的な取組として実施していくことが求められており、そのための都市対策の展開の方向を定めることが急務である。

こうした取組により、それぞれの都市を、歴史と文化が連綿と継承され、知恵や工夫で競い合いながら、都市で暮らす人々にとって豊かで快適な、かつ、国際的にみて経済活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことが求められる。

(生活者の視点に立った都市生活改善・向上のための取組)

① 生活の質を高める取組

第一に、生活者の視点から、多くの人々が集まる都市が、安心して住まい、生み育て（生まれ育ち）、夢を持って学び、生き生きと働き、快適に憩い、遊ぶ等様々な生活場面において質の高い場であることが必要である。その裏づけとなるのが、都市に集う人と人とのつながりから構成されるコミュニティの存在である。

この、コミュニティの働きを活かして都市内における生活の質を高めるためには、都市・住宅・交通インフラの整備や産業面での取組に加え、環境面、福祉・保健医療面、歴史文化面などの様々な施策分野に仕事と生活の調和の推進など横断的な政策手段を幅広く動員する必要がある。

また、このような取組によってこそ、都市が、子どもから大人、高齢者までのすべての世代、さらには国外からの人々にとっても、快適で魅力のある生活・活動・交流の場となるのみならず、我が国経済発展の牽引力として活力の源泉となるものである。

② ストック型社会に向けた取組

第二に、多くの国民が都市部に住まうという認識の下で都市が今後いかにあるべきかを考えた場合、これまでのように「つくっては壊す」ということになりがちであつたいわばフロー型の社会のあり方を変え、「価値あるものをつくって、世代を超えて長く大切に使い、生活のゆとりを享受する」ストック型社会に向けた取組へと都市政策の方向を明確化することが必要である。

このことは地球環境問題、廃棄物問題の観点からも極めて重要な意義を有するものである。

このため、既存の都市ストックを活用した集約型都市構造を目指しつつ、都市の骨格となる基盤施設を早期に完成させるとともに、住宅・建築物・インフラの長寿命化を図る。また、地域の歴史や伝統に配慮した都市のデザインに基づき、いつまでも愛着を持って利用される魅力あるまちなみの形成を推進する。

(都市対策への新たな取組の方向)

上記を踏まえて今後の取組の方向を定めるべき重点分野は次の三点である。

取組を進めるに当たり、都市と地方の共生という考え方に基づき、活力のある産業や人を大都市に集中させるという方向ではなく、都市と地方が相互補完しながら共に発展し得るようにするとともに、地方中枢都市をはじめ、都市の規模、密度、経済活動等に応じた柔軟な取組となるよう留意することとする。

また、地方の創意工夫を活かしたまちづくりを促進するとともに、意欲を持ってまちづくりや地域のマネジメントに取り組む多様な担い手を育成し、それらの活動を通じた取組を促進する上で必要な枠組みや地域の担い手ネットワーク（ソーシャルキャピタル）の充実に向けた枠組みの整備を図る。

① 安全・安心で豊かな都市生活の実現

現在の都市が置かれている、地震・津波発生時に大きな被害が予想される密集市街地やゼロメートル地帯等の広範な存在、集中豪雨や高潮による浸水被害の多発、交通事故による死亡事故、街頭での犯罪や銃器を使用した凶悪犯罪の続発等依然として厳しい犯罪情勢、待機児童が多く存在している保育所の現状等不十分な子育て環境、一人暮らし高齢者の増加などの状況の中で、多くの都市住民は災害、事故、犯罪、生活等への不安を抱えている。

このような都市の住民が抱える不安を解消し、「希望と安心の国づくり」の基盤となる「暮らし」の安心を確保する。このため、若者、勤労者、高齢者といった世代の如何にかかわらず、各々の生活面で有する不安を除去し、安全で安心な都市生活が実現するよう、対策に集中して取り組む。具体的には、密集市街地の解消、住宅・建築物・インフラの耐震化、高層建築物の防災対策、避難地・防災拠点の整備、交通安全対策、防犯まちづくり等により、災害、事故、犯罪に対する不安解消に取り組む。また、将来の世代のために、安心して子どもを産み、育てられる場を都市に確保する

ため、居住、福祉、保健・医療における不安解消にも取り組む。

その上で、生活の質を高め、文化、教育、交通等都市に固有の機能・サービスの維持・確保・充実を図るとともに、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めること等により、魅力ある「豊かな」都市生活の実現を目指す。

② 地球環境問題への対応

都市には、暮らし、産業活動、交通等様々な都市活動が集中しており、地球温暖化への対応と都市の快適な暮らしとの両立という観点から、このような様々な都市活動から発生する環境課題を捉え、都市全体で対策を講じていくことが重要である。

これまでの都市は、高度成長期の経済成長と人口増加・都市への人口集中に対応し、住宅・建築物の大量供給、郊外開発による拡大と都市機能の広域化、自動車依存の強まりの中で多量に CO₂ を排出し続ける都市構造が構築されており、この都市の構造を低炭素型のものに再構築する必要がある。

また、近年は都市中心部等において都市活動に起因するヒートアイランド現象が深刻化するとともに、都市型集中豪雨による被害が増加する傾向にあり、さらに海面水位の上昇等の長期的な課題への対応も求められている。

このため、地球温暖化への対応の観点から、持続可能性、快適性、安全性を備えた低炭素型都市構造構築を目指し、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及促進、住宅・建築物・インフラの長寿命化の推進、下水道等の未利用エネルギーの活用、集約型都市構造の実現、環状道路等の整備、公共交通の利用促進、LRT の活用等による総合的な交通対策等による CO₂ 排出量削減、低炭素型まちづくりへの先導的な取組を促進するとともに、都市緑化の推進等による CO₂ 吸収及びヒートアイランド対策、循環型社会及び自然共生社会の形成、都市型集中豪雨、高潮や渇水への対策等の取組を進める。

また、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする環境モデル都市について、関係省庁が連携して重点的に支援を行う。さらに、海外の都市とも連携しつつ、その先駆的な取組の普及・拡大を図り、わが国の低炭素社会への転換を推進する。

③ 国際競争力の強化と国際交流の推進

都市は、金融サービス、ITをはじめとして我が国の経済活動を牽引するリーディング産業である都市型産業が高度に集積する地域である。大都市を中心に業務・産業拠点、都市中枢機能拠点を形成し、併せてこれらの拠点を中心とした国際交流・物流を支える基盤整備により、国際競争力を強化するとともに、観光を含めた国際交流の推進を図ることは極めて重要な課題である。

成長する東アジアにおいて広域的な都市間競争が激化する中で、都市の国際競争力を支える人材やアクセス改善を含めた空港、港湾、道路、鉄道といったインフラは、都市の国際競争力を大きく左右する要因となるもの

であり、人材の育成とインフラ整備の両面からの取組を進める。

特に国際金融拠点機能の形成に向けては金融サービスの集積促進のみならず、就業者や来街者の視点に立ちつつ、関連する業務基盤、生活基盤のバランスのとれた整備を図る。

また、都市の持つ多様な魅力を海外に発信し訪日を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを推進するとともに、都市における国際会議の開催・誘致等を推進する。

(本プランの推進について)

本プランの推進のため、毎年度、本プランに関連する予算等の運用・取組の方向等を取りまとめる。

また、本プランの推進に必要な施策のうち、さらに検討を要する課題について政府一体となって検討・推進する。

なお、世界的な金融市場の混乱の中で、本プランの着実な推進を図る上で前提となる住宅・不動産市場の活性化のための施策を緊急に講じることとする。